

2019年4月1日

インテリアコーディネーター（IC）資格試験
及びキッチンスペシャリスト（KS）資格試験
受験希望者各位

公益社団法人インテリア産業協会

IC資格試験、KS資格試験の受験料改定のお知らせ

（公社）インテリア産業協会は、当協会が実施するIC資格試験及びKS資格試験の受験料を改定し、2019年度の同資格試験の受験料から改定後の金額を適用致します。

当協会では、これまでも経費削減に努めてまいりましたが、近年、試験実施運営に係る諸経費が増加していることから、受験料等の税込み額の端数調整のためにこれまで実施してきた本体価格の値引き調整を廃することとしました。

経費削減の努力は今後も引き続き取り組みつつ、公益目的事業の運営に努めて参ります。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

具体的な改定額等については、下記の内容をご確認ください。

記

1. 適用時期

2019年に実施する第37回IC資格試験、第32回KS資格試験の受験申込時より、改定後の新たな受験料金額を適用致します。

2. 改定後の新たな受験料

1) インテリアコーディネーター資格試験

受験区分	新受験料 (10%税込)	本体額(税抜)		本体額 値上額(税抜)
		新	旧	
①基本タイプ	14,850円	13,500円	13,334円	166円
②一次試験<先取り>タイプ	11,550円	10,500円	10,463円	37円
③二次試験<一次免除>タイプ	11,550円	10,500円	10,463円	37円

2) キッチンスペシャリスト資格試験

受験区分	新受験料 (10%税込)	本体額(税抜)		本体額 値上額(税抜)
		新	旧	
①総合タイプ	14,300 円	13,000 円	12,963 円	37 円
②学科<先取り/実技免除>タイプ	11,000 円	10,000 円	10,000 円	0 円
③実技<先取り/学科免除>タイプ	11,000 円	10,000 円	10,000 円	0 円

【消費税 10%の適用について】

当資格試験の申込期間は、例年 I C 資格試験が 7 月中旬から 8 月下旬、K S 資格試験が 8 月下旬から 10 月下旬ですが、試験日がいずれも消費税 10%が施行される 10 月 1 日以降となるため、受験料は消費税 10%が適用されます。

新消費税法は、施行日以後に行われる資産の譲渡等並びに課税仕入れ及び保税地域からの課税貨物の引取り（以下「課税仕入れ等」という。）について適用され、施行日の前日までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、これらが施行日以後に行われる場合には、別段の定め^{*1}がある場合を除き、当該資産の譲渡等及び課税仕入れ等について新消費税法が適用されます。

※1 資格試験の受験料については、経過措置の対象でなく、また、6 か月前の受領でないため、試験実施日が施行日以降であれば、施行日前の申込であっても新消費税法が適用されます。

3. その他

1) 資格試験（I C、K S）概要の公表時期

4 月上旬に協会WEBサイトで公開予定 <https://www.interior.or.jp/examination/>

2) 資格試験受験申込期間

① I C 資格試験：例年 7 月中旬から 8 月下旬頃

② K S 資格試験：例年 8 月下旬から 10 月下旬頃

※日程は現時点でのものであり、予告なく変更になる可能性もありますので、ご了承ください。

■お問い合わせ先

公益社団法人インテリア産業協会 事務局

東京都新宿区新宿 3-2-1 京王新宿 321 ビル 8F

お問合せフォーム <https://www.interior.or.jp/association/reference/>

以上